



障害のある人もない人もみんなが暮らしやすいまちに

佐賀県 みんなで

あえるけん!



障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせる佐賀県を目指します。

障害のあるなしにかかわらず、
ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例

障害を理由とする差別の解消を進める条例で、県や事業者はもちろん、県民や地域コミュニティがそれぞれの立場でできる配慮や支援を行うこと、障害者の方が不便さや困難さを遠慮なく周りに伝えることで、ともに暮らしやすい地域づくりを目指します。

佐賀県手話言語と
聞こえの共生社会づくり条例

手話が言語の一つであるという認識を共有し、手話の普及に努めます。手話通訳者や要約筆記者の養成のほか、聞こえに不安や不便を感じる人へのサポートも行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。
このマークを見かけたら、
思いやりのある行動をお願いします。

交付場所

- ・ 県障害福祉課
- ・ 各保健福祉事務所
- ・ 市町の担当窓口
- ・ JR 佐賀駅など6駅



県職員が
おうかがい
します!

出前講座

「障害者差別解消法」や2つの県条例等を知っていただくため、みなさんのまちへ出かけて無料講座を開催します。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課
〒840-8570
佐賀市城内一丁目1番59号
TEL:0952-25-7143
FAX:0952-25-7302
メール：
shougai-fukushi@pref.saga.lg.jp

